

沖縄県 労働基準協会だより



首里金城町石畳

三叉路の道がぶつかる場所に、魔除けとしてこの石敢當が建っています。

（撮影地 那覇市首里にて 撮影者・写真提供：与儀 栄太郎氏）

発行所／一般社団法人 沖縄県労働基準協会
〒900-0001 那覇市港町 2-5-23
電話：098-868-2826
FAX：098-869-1714

発行人／会長 島袋 清人

定 価／1 部 50 円

（会員の購読料は会費の中に含む）

ホームページ <https://www.okinawa-roukikyo.org/>

主 な 内 容

- 全国労働衛生週間
- 令和6年度各地区労働衛生管理推進大会
- 令和6年度沖縄県産業安全衛生大会(10月11日(金)開催)
- 沖縄労働局から
 - ① 令和5年職場における定期健康診断実施結果について
 - ② 沖縄県最低賃金(10月9日から時間額952円)
 - ③ 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。
 - ④ 令和6年労働災害・死亡災害発生状況(7月末現在)
- 講習会のご案内(令和6年11月分)



[illegible]

事業者の皆さまへ

第75回 全国労働衛生週間

2024（令和6）年10月1日～7日【開催期間：9月1日～30日】

全国労働安全週間スローガン
推します*

みんな笑顔の 健康職場

誰もが安心して健康に働く職場づくりへのご協力をお願いします！

【全国労働衛生週間】は、労働安全・健康増進に関する活動と「労働安全」と「労働健康」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

開催期間（9月1日～30日）に実施する事項	
● 職業災害防止をはじめとした、国民の労働安全に関心のある方から呼びかけよう ● 職場環境による健康被害の防止対策 ● 職場におけるメンタルヘルズ対策 ● 職場における感染症、職業災害等の予防対策 ● 労務管理としての健康増進施策の実施 ● 企業に対する健康診断の普及と推進 ● 女性への健康増進策の普及と推進	● 加齢と働き方の関係性の理解 ● 職場の事故や障害予防の徹底促進 ● テレワークなどの働き方の多様化の推進、健康増進 ● 小規模事業者などに対する健康増進活動の実施 ● 女性の健康増進策の普及と推進

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

● 事業現場または施設内で発生する災害に関する企画運動会 ● 労働安全に関する機関誌などによるアンケート調査の実施 ● 労働安全に関する講演会、シンポジウム等の実施 ● 教育者の意見交換、職業安全文化などによる事故防止や緊急時の災害発生想定した避難訓練などの実施	● 労働安全に関する講話会・見学会などによる関係、作文・写真・標語などの掲示 ● その他労働安全の意識高揚のための行事などの実施
--	---

主 催 厚生労働省、中央労働安全衛生委員会

協 賛 経済産業省労働安全衛生局、厚生労働省労働安全衛生行政課及び各自治体、厚生労働省法政事務局長官邸、日本労働組合総連合会、経産省労働安全衛生部会

都道府県労働庁・労働基準監督署

取組みとしては、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健活動支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への個別指導や相談対応、研修などを実施しています。
地域健康推進センター（産健促）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。
また、事業主の団体を通して、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「国労連産健活動推進協会」があります。お問い合わせ先はこちらです。

●産業保健活動総合支援センター（おまへでサポート）
<https://www.kihpa.go.jp/kyosai/kohpa/>
<http://378/default.asp>

●国労連産健活動推進協会
<https://www.kihpa.go.jp/kyosai/kohpa/kohpa/about/>
info@knhp.or.jp
[1251-0000](tel:1251-0000)

メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法律・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム」（無料）を掲載しています。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roku/doku/jinsei/index12.html>

メール、電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人へのメンタルヘルスポータルサイト「こころのほ」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

治癒と仕事の両立支援

治癒と仕事の両立支援のガイドラインと企業の取組事例集、シフト制などの柔軟な対応情報を紹介しています。

■治癒と仕事の両立ナビ
<https://chiryutooshinotecho.mhlw.go.jp/>

化学物質管理

職場での化学物質管理に関する「ケカデータ」では、化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場での化学物質管理の進め方
<https://chemguide.mhlw.go.jp/>



転倒・感作予防対策

転倒・感作予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いはい」健康維持（転倒・感作）
<https://www.mhlw.go.jp/content/0000059308.pdf>

■アレルギー性鼻炎の予防対策
https://www.mhlw.go.jp/content/001310000/_00106737.pdf



SAFEコンソーシアム

【疫学】の優れた取り組みのSAFE（セーフティ）※に加えて安全衛生の取組みも社内外にPRしよう！

- 増加傾向にある転倒・感作などの労働災害について、転倒や感作防止対策とスーパーオレガール®全般で解決を図る活動のため、関係機関による企業、団体でコンソーシアムを構築する。労働時間短縮の促進や、加齢者の雇用の拡大等が期待できる。マシナリ、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーが総動員されることをサポートします。
- SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら（サイト内から加盟申請ができます）
<https://safeconsumm.com/join/>



高齢者労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取組行動を進めよう。

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roku/doku/jinsei/newspage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有休取得促進など働きかたの多様化を図りつつ生産性を向上しています。

■働き方の改善に関する「自己研鑽」等
（働き方・体力的交流プラットフォーム）
<https://work-helloplatform.mhlw.go.jp/>

■各種助成金や有料相談窓口のご案内
（働き方改善プラットフォーム）
<https://atnabakka.platform.mhlw.go.jp/tep>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全性管理や、そこで働く労働者の安全意識などを心身の健康状態についての両面結果を公表しています。

安全衛生調査の参考資料として活用するとともに、調査対象となる一部の協力を願っています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/pdf/jsst46-50_an-j.html

その他

- 職場における中重度予病報告
<https://accap.mhlw.go.jp/>
- 職場における労働時間抑制対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/suitu/bunya/koyou_rokudo/roku/doku/jinsei/newspage_00007.html
- 労働衛生監督署への届出は電子申請が可能です！
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/suitu/bunya/koyou_rokudo/roku/doku/jinsei/newspage_00007.html



令和6年度 各地区
労働衛生管理推進大会

那霸地区

9月5日(木)、沖縄産業支援センター(大ホール)にて令和6年度労働衛生管理推進大会を開催し、66事業所112名が参加しました。

参加者全員で黙祷を捧げたあと、労働基準協会那覇支部仲西支部長のあいさつで開会し、「県内事業場内における有所見率が12年連続の全国最下位から抜け出し、昨年より1.3ポイント改善したものの全国ワースト2位であることにふれ、『健康経営』は企業と従業員の双方にとって価値があり、企業の生産性と従業員の健康は密接に関連しており企業の生産性を向上させるための重要な取り組みである。」と呼びかけました。



那覇労働基準監督署南隆功署長からは、「労働者の健康をめぐる状況は、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇が続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加している。令和5年の有所見率は、前年から1.3ポイント減少の70.8%となり、全国ワースト2位となりましたが、全国平均との格差は、依然として10ポイント以上ある。『沖縄労働局第14次労働災害防止計画』において、『働き盛り世代の健康づくり対策の推進』を目標としており、働き世代の健康づくりのため、①産業医、衛生管理者、衛生推進者の選任等労働制管理体制の確立、②定者に対す医師による意見聴取等（事後措置）の実施、③沖縄産業保健総合支援センターや地域産

同監督署の佐喜真安全衛生課長からは、熱中症対策『自分でできる7つのこと』、健康診断実施後の措置、新たな化学物質規制、転倒予防体操実施マニュアル等についての説明がありました。



特別講演では、サントリーフーズ沖縄株式会社の高江洲真巳氏より「健康と長寿社会への挑戦～飲料で貢献するセルフケアと医療費削減～」と題し、健康茶と手軽に費用をかけずに従業員の健康行動を促進する『健康経営サービス』の紹介、説明がありました。

建災防沖縄県支部南部分会安全指導者の呉屋雄斗氏を代表に参加者全員で労働衛生週間スローガンの指差唱和を行いました。

「誰もが安心して健康に働ける快適職場を目指し、健康確保対策に積極的に取り組む」旨の大会宣言が、陸災防沖縄県支部の潮平副支部長より読み上げられ採択されました。



中部地区

9月4日（水）、沖縄市産業交流センターにて令和6年度中部地区労働衛生管理推進大会を開催し、71事業所120名が参加しました。

参加者全員で黙とうを捧げたあと、共催者を代表して労働基準協会中部支部金城支部長のあいさつで開会し、あらゆる労働者が安心して働き続けられる環境づくりの推進のため、職場の労働衛生管理活動の促進に努められるよう呼びかけました。



沖縄労働基準監督署比嘉健三署長からは、「健康を害する大きな問題として脳・心臓疾患いわゆる過労死の問題がある。この過労死を引き起こす原因は長時間労働で、長時間労働が疑われる事業場の当署での令和5年の監督結果では、過労死認定基準に該当する時間外労働80時間超えが14事業場、100時間を超えが7事業場あった。特に、観光関連産業の人手不足の影響が大きく、オーバーツーリズムを考慮した適切な労務管理の徹底を業界、産業界で検討すべき時期に入ったのではと思われる。近年、精神疾患に関する労災請求は増加の一途をたどっており、発症の最も多い原因は上司のパワハラ、上司とのトラブルとなっている。マネージメントにおいて『パワハラでは、部下は伸びないし、成果もあがらない』ものと考えますので、パワハラ対策の早期実施をお願いしたい。」旨の来賓あいさつがありました。

同監督署の松橋安全衛生課長からは、健康経営等についての説明があり、健康経営を宣言している企業は離職率も低く、また環境や労働衛生の取組みが優れている企業ほど純利益の伸びが大きいとのデータもある。準備期間中に実施すべき事項に取り組んでいただきたい旨の説明がありました。



特別講演では、ハートライフ病院理学療法士の長嶺敦司氏により「健康年齢を10年伸ばそう～知って得する健康情報～」と題して講話が行われました。要支援・要介護になった原因の36%は運動不足などの運動器の機能低下であり、普段から運動の習慣のある方は骨折をしても自ラリハビリを行い回復するが、運動習慣がない方は自ラリハビリをせず運動機能低下が起きてしまう。デスクワーク等で7時間も筋活動がなく、筋力低下に気付いておらず、体を動かさなければいけない時代である。「動こう」おススメの運動（動くこと）やストレス管理とリラクゼーションの仕方の説明等があり、仕事の合間にも簡単に出来る「A&W Ice Water運動」などを参加者全員で行いました。



大会宣言が（株）山中組の東正史氏により読み上げられ、参加者全員の総意により採択され、建災防沖縄中部分会安全指導者の新垣武氏を代表に全員参加で指差唱和を行い、健康職場を誓いました。



北部地区

9月6日（金）北部会館3階研修室にて令和6年度北部地区労働衛生管理推進大会を開催し、44事業所93名の参加がありました。

参加者全員で黙とうを捧げたあと、労働基準協会北部支部樽岡支部長より主催者を代表して「今年度のスローガンは、働く上で基本となる健康の確保を推進することによって、誰もが笑顔で快適に働くことのできるような、愛される職場づくりを目指していくことを表している。労働者自身の意識はもちろん、それぞれの職場においても健康への意識を高め、運動の習慣化や飲酒と食生活の改善に取り組むなど、働く人、企業、家族が一丸となり、誰もが安心して働ける、みんな笑顔の健康職場の実現に向けて取り組んでいけたらと思います。」旨の挨拶がありました。



名護労働基準監督署上原周署長からは「県内労働者の健康をめぐる情勢は、人手不足等を背景として様々な産業で健康障害や生活習慣病などの基礎疾患が悪化することが懸念される状況にある。令和5年の定期健康診断結果は、12年連続の最下位から抜け出すことができたが、生活習慣病との関連が指摘される検査項目において、異常の所見が高い結果のままとっている。働く方が心身ともに健康で働ける職場作りに取り組むことは、生産性の向上や組織に活性化につながり、それが結果的に業績向上へつながっていくことが期待される。『健康経営』の視点に基づいた計画的な職場づくりの実践をお願いします。」旨来賓挨拶がありました。また、名護労働基準監督署長表彰団体賞が、（株）丸金交通 常務取締役 松田学氏に授与されました。

同監督署の酒井監督安衛課長からは、労働衛生週間実施要綱、北部地区の健康診断結果状況、ストレスチェックの実施状況及び直近の法改正について説明がありました。



特別セミナーとして、名護市役所健康増進課保健師の久場真子氏から、「いきなり寝たきりにならないために、今できること～血圧管理のすすめから～」と題して、家庭血圧測定・記録について、適した血圧計や、高血圧になると影響を受ける臓器や年間の医療費、健診の大切さなどについて説明がありました。



大会宣言が拓南製鐵(株)石灰工場の松田智喜氏により読み上げ、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを宣言し採択されました。指差し唱和では、(有)マル井建設の新里一氏を代表に、参加者全員で衛生週間スローガンの指差し唱和を行いました。

最後に、建災防沖縄北部分会の仲程分会長より「誰もが安心して働ける職場を尚一層築いて参りましょう。」と閉会挨拶がありました。



宮古地区

9月4日(水) 宮古島市中央公民館多目的ホールにて、令和6年度宮古地区衛生大会を開催32事業場98名が参加しました。

参加者全員で黙とう後、港災防沖縄総支部砂川宮古支部長の挨拶により開会し、労働基準協会宮古支部渡真利支部長からは、各職場における労働衛生管理活動を通して、労働者の心身の健康確保と快適な職場環境を目指した取り組みをお願いしたい旨のあいさつがありました。



宮古労働基準監督署井上茂樹署長からは、「過労死等に関する労働相談は当署に対しても度々寄せられており、過労死等を防止するためには、働き方改革と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策が必要である。宮古地区の職場定期健康診断における有所見率は全国平均値を大きく上回っており、宮古監督署としては、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の着実な実施と実施後の措置、職場のメンタルヘルス対策等について指導を実施するとともに、労働者50人未満の事業場に対しては、無料で保



健指導や相談を受けることができる『宮古地域産業保健センター』を活用し、必要な措置が着実に実施されるよう進めていきます。」旨の来賓あいさつがありました。

同監督署の久保監督官からは、週間の趣旨と関係機関が一体となり健康経営に取り組む事業場をサポートする「うちなー健康経営宣言」についての説明がありました。



特別講演では、沖縄県立宮古病院消化器内科の新里雅人氏より「適正飲酒について」と題して、宮古島の酒文化と現状、アルコールがもたらす健康障害。個人として取り組むことは適度な飲酒と定期健康診断、趣味などでアルコール以外の気分転換を進めること。職場でのストレス管理プログラムや健康的な社員イベントの導入を呼びかけました。

大会宣言が、建災防沖縄県支部宮古支部分会の友利分会長より読み上げられて採択され、建災防沖縄県支部宮古分会安全指導者の池田淳也氏を筆頭に参加者全員でスローガンに向かい指差し唱和が行われ、労働衛生の意識を高めました。



八重山地区

9月4日、石垣市市民会館中ホールにて令和6年度八重山地区労働衛生大会を行い、59事業所86名が参加しました。

八重山地域産業保健センターの宮良代表の開会挨拶の後、労働基準協会八重山支部安全衛生部会員を筆頭に、参加者全員で全国労働衛生週間のスローガンの指差し唱和を行い労働衛生の意識を高めました。



共催者を代表して労働基準協会八重山支部宮良支部長が挨拶をし、「経営トップがリーダーシップを発揮し、働く環境を整備し、安全と健康を守ってほしい」と呼び掛けました。

八重山労働基準監督署渋谷雄太署長、中山八重山市町会会長及び沖縄県八重山事務所長濱所長から来賓挨拶があり、渋谷署長からは、「沖縄県の定期健康診断の有所見率は12年続いた全国最下位を遂に脱したが、八重山地区をみると1.5ポイント上昇し65.2%となった。生活習慣に起因する項目が高い割合を示しており、これが全体の数字を押し上げる要因と考えられる。有所見の改善には、事業者の取り組みだけでなく、労働者自身による日常の健康管理が何より重要であり、定期的な運動やバランスの取れた食事、十分な睡眠など、できることから取り組んでいただきたい。」旨挨拶がありました。



同監督署の田村監督官からは、全国労働衛生週間の取組みについての説明がありました。



特別講演では、八重山保健所健康推進班班長竹本のぞみ氏による「熱中症と健康管理」と題した講演が行われ、熱中症対策と応急手当、健康管理と生活習慣病の重要性についての説明がありました。

大会宣言は、港災防沖縄総支部八重山支部の新川支部長により読み上げられ、参加者全員の総意により採択されました。

最後に建災防沖縄県支部八重山分会の平良分会長の挨拶により閉会しました。

沖縄労働局から

令和 5 年 職場における定期健康診断実施結果について

令和 6 年 8 月 30 日沖縄労働局発表

～有所見率 (70.8% (※1)) は昨年に比べ1.3ポイント減～

～ 9 月は職場の健康診断実施強化月間です! ～

沖縄労働局 (局長 柴田 栄二郎) は、令和 5 年に事業場から提出された定期健康診断結果報告書に基づき、定期健康診断実施結果の状況 (※2) を取りまとめました。

(※1) 「有所見率」とは、受診した労働者のうち健康診断の項目に何らかの異常の所見がある方の割合をいう。

(※2) 今回の発表内容は、県内 5 か所の労働基準監督署に報告のあったのべ 1,156 事業場 (受診者 115,673 人) において実施された定期健康診断結果報告書に基づくものです。

1 ポイント

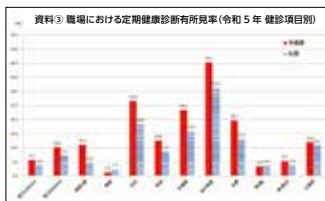
(1) 有所見率は全国ワースト2位 (資料①、②参照)

① 有所見率は前年比1.3ポイント改善の70.8%となり、平成23年から昨年度まで12年連続最下位から抜け出し、全国ワースト2位に。

② 全国平均値との格差は11.9ポイントとなり、昨年に比べ1.9ポイント縮まった。

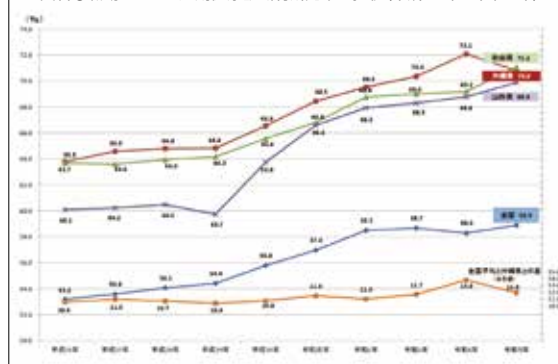
(2) 健診項目別の有所見率 (資料③参照)

血中脂質が40.2%(全国平均31.2%)で最も高く、次いで血圧26.6%(全国平均18.3%)、肝機能23.4%(全国平均15.9%)の順となっている。また、尿(糖)、喀痰以外の項目で全国平均値より高い。



※資料出所：厚生労働省「定期健康診断結果集」、沖縄労働局「定期健康診断結果集」

資料①職場における定期健康診断有所見率の推移(平成26年～令和5年)



※資料出所：厚生労働省「定期健康診断結果集」

(注) 平成28年～平成30年については、厚生労働省において数値を修正している。

(注) 令和4年分については、令和4年10月の労働安全衛生規則の改正前後の有所見率を各期間で加重平均した推計値である。

(令和4年有所見率) = (令和4年1～9月の有所見率) × 0.75 + (令和4年10～12月の有所見率) × 0.25

(3) 有所見率の高い3業種 (資料④参照)

「製造業(81.8%)」、「清掃・と畜業(80.6%)」、「運輸交通業(75.7%)」等が全業種平均値(70.8%)より高い業種となっている。

2 沖縄労働局の取組み

令和5年度から5か年の計画である「沖縄労働局第14次労働災害防止計画」において、働き盛り世代の健康づくり対策の推進の目標として、定期健康診断結果の有所見率の全国平均との差を令和4年と比較して令和9年までにその拡大に歯止めをかけることを掲げており、以下について取り組んでいく。

(1) 「**うちなー健康経営宣言**」登録事業場数を令和9年までに **5,000 件以上**とするため、登録の周知を行う。(資料⑤参照)
※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の商標登録です。

(2) 健康診断結果に基づく保健指導や、病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援などの必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに **80%以上**とする。そのため、

① 産業医、衛生管理者、衛生推進者の選任等の指導

② 定期健康診断について

・ 定期健康診断の実施と、その結果通知の徹底

・ 実施後の措置について、有所見者に対しては、医師による意見聴取の徹底

③ 事業者・産業保健スタッフ等に対して沖縄産業保健総合支援センターや地域産業保健センターの利用勧奨を積極的に行う。

(3) 令和6年度**全国衛生週間**(9月準備期間、10月本週間)の周知等を行う。

今年のスローガンは「推してます みんな笑顔の健康職場」(資料⑥)

(4) 「**職場の健康診断実施強化月間**(9月)」の取組みについて、関係団体へ周知、及び事業者に対して周知・指導を行う。(資料⑦参照)

添付資料

① 職場における定期健康診断有所見率の推移(平成26年～令和5年)、② 令和5年定期健康診断実施結果(都道府県別)

③ 職場における定期健康診断有所見率(令和5年健診項目別)

④ 職場における定期健康診断有所見率の主な業種(有所見率の高い順)(令和元年～令和5年)

⑤ うちなー健康経営宣言(リーフレット)、⑥ 第75回全国労働衛生週間(リーフレット)

⑦ 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です(リーフレット)

◆ 添付資料(②、④～⑦)及び詳細については、**沖縄労働局のホームページ**をご参照ください。

なお、担当部署は、**沖縄労働局 労働基準部 健康安全課**(電話番号 098-868-4402)です。



必ずチェック! 最低賃金!

働く人と雇う人のための ルールです!

沖縄県 最低賃金

令和6年

10月9日から

時間額

952円

前年比

56円 ↑

UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金に関する特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

賃金引上げ特設ページ



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業所の賃金へ



中小企業事業所の賃金へ 検索

最低賃金に関するお問い合わせは
沖縄労働局または
最寄りの労働基準監督署へ

[沖縄労働局](#)

賃金引上げに関するお問い合わせは
労働基準監督署へ

[賃金引上げ特設ページ](#)

中小企業事業所の賃金へ
最大600万円を助成
助成

**業績改善
助成金**



琉球県



「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の**最低額**(最低賃金額) を保障する**制度のことです!**

年費やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

確認の方法は?

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	時間給 円 ≧	最低賃金額(時間額) 円
2 日給の場合	日給 円 ÷	1日の平均法定労働時間 時間 =
3 月給の場合	月給 円 ÷	1月の平均法定労働時間 時間 =
4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合	例えど、基本給が日給で各手当(組合手当てなど)が月給の場合	

- 基本給(日給) → ②の計算で時間を出す
- 各手当(月給) → ③の計算で時間単位を出す
- ①+④を合計した値 ≤ 最低賃金額(時間額)

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較してみよう!

(※1)最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。
①勤続に支拂われる手当・退職手当など
②賞与
③労務管理上必要となる期間中に支払われる賃金(罰金等を含む)
④労働者時間外勤務を招く時間の発生に応じて支払われる賃金(残業代・休日割増賃金など)
⑤所定労働日にあつて出勤しなくても支給される賃金(有休・長期休暇中の給与)のうち10時を超えて受けるべき期間の分に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金を超える部分(夜間割増賃金など)
⑥通勤手当以上超過賃金
(※2)一般的な計算法ですが、多岐にわたる場合の計算法などは労働関係には専門的な知識が必要となります。

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。


スマホ、タブレット等の地域の最低賃金情報を見られるメニュー

中小企業事業者の皆様へ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金
最大
600万円
を助成

業務改善助成金コールセンター ☎️ 0120-366-440

詳しくはこちら 業務改善助成金 🔍検索

1 | 支援の要件

事業内最低賃金の引上げ

2 | 申請条件

引上げた後の資金額の支払い

3 | 生産性向上に関する機器・設備などを導入

4 | 解雇、貸付がない不交付事項のない

設備投資等に要した費用の一部を助成

1 | 交付対象書類
事業業績計画書など、事業場がある都道府県労働局に出す

2 | 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

3 | 実績結果報告書、支出申請書を労働局に提出

4 | 支給

専門家による無料相談を実施

経営支援センターにご依頼ください。

お問い合わせ先：経営政策推進室(セクター) ☎️☎️

働き方改革推進型補助金

日本政府公庫の登録では、事業内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備投資や雇用関係の融資を行っています。

問い合わせ先：経済産業省 国土交通省資源部 ☎️☎️

[伊勢丹グループ] © Copyright. Co., Ltd. All Rights Reserved.

(PDF: 9)

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

「年次有給休暇」を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与のうち5日をいった
残りの1日について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得を割り振ることができる制度です。
この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が
行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

Refresh!

もっと自分らしい
働き方
休み方

① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1

年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2

年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

○前年度取得されずに本年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越した分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができず、

② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

活用方法	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交差別付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、締結している次のとおりである。

- 1 当社の従業員がその〇〇〇〇〇〇年の年次有給休暇（以下年休とす。）のうち5日を超過する部分については、6日を超過した部分は計画的に付与するものとする。なお、その有する年休の日数が5日を超過しない日数に付与しないものについては、その不足する日数の超過分は特別有給休暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前年度4月～9月の間で3日間 後期10月～翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間開始と2週間前までに会社で作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画のに基づき、所定の様式により、各期の計画的付与の給与を1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前掲の様式に基づき、各従業員の年休日を確認し、決定する。
- 6 事業主および労働者は、事由のたがひで提出を必要とするときは、組合は総合協議の上、前掲に基づき定められた規定日数を要するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇
〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

労働者の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。
労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

（労使協定で定める事項）

① **時間単位年休の対象労働者の範囲**
対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営が妨げられる」場合に限り適用する。

② **時間単位年休の日数**
1年5日以内の範囲で定めてください。

③ **時間単位年休1日の時間数**
1日分の年次有給休暇が時間単位の時間単位に相当することを定めてください。1時間未満にない場合は時間単位単位により与えます。（例）所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間とします。

④ **時間以外の時間単位と与える場合の時間数**
2時間単位と1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労務管理のツールは、「年次有給休暇取得促進ガイド」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から5日間年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

⑤ 時間単位の年次有給休暇の取得分については、繰上り取得が必要5日間を超えて引くことができません。

令和6年業種別署別労働災害発生状況（7月末累計）
（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

沖縄労働局

業 種	年・署別・局計等	令和6年(7月末累計)							令和5年(7月末累計)							局計対令和5年比較	
		那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	増減数(人)	増減率(%)		
製 造 業		40	41	10	(1) 7	4	(1) 102	45	(1) 37	5	2	1	(1) 90	12	13.3		
	食 料 品 製 造 業	19	24	7	(1) 5	2	(1) 57	27	20	5	1		(0) 53	4	7.5		
鉱 業							(0) 0						(0) 0	0	-		
建 設 業		48	(1) 41	(1) 10	(1) 8	2	(3) 109	42	(3) 43	3	2	7	(3) 97	12	12.4		
土 木 工 事 業		3	8	2		1	(0) 14	9	5	1	1	4	(0) 20	▽ 6	▽ 30.0		
建 築 工 事 業		38	(1) 27	(1) 5	(1) 8		(3) 78	21	(2) 34	2	1	2	(2) 60	18	30.0		
交 通 運 輸 事 業		15				1	(0) 16	11	5			1	(0) 16	0	0.0		
陸 上 貨 物 運 送 事 業		34	9				(0) 43	18	6		(1) 2	2	(1) 28	15	53.6		
港 湾 荷 役 業		1				1	(0) 2	2		1	1	1	(0) 5	▽ 3	▽ 60.0		
林 業						1	(0) 1	1		1	1		(0) 3	▽ 2	▽ 66.7		
農 業、畜 産・水 産 業		1	5	3		1	(0) 10	4	1	2		3	(0) 10	0	0.0		
第三次産業（運輸を除く）		231	140	28	21	28	(0) 448	209	138	32	20	24	(0) 423	25	5.9		
商 業		81	38	8	4	2	(0) 133	56	41	1	2	5	(0) 105	28	26.7		
	小 売 業	49	30	6	3	1	(0) 89	32	34	1	2	2	(0) 71	18	25.4		
接 客 娛 楽 業		23	25	10	8	14	(0) 80	26	28	10	5	8	(0) 77	3	3.9		
旅 館・ホ テ ル		4	7	7	6	8	(0) 32	8	10	5	3	3	(0) 29	3	10.3		
飲 食 店		14	14	1		4	(0) 33	12	14	2		3	(0) 31	2	6.5		
保 健 衛 生 業		63	26	5	4	5	(0) 103	51	41	10	2	4	(0) 108	▽ 5	▽ 4.6		
社 会 福 祉 施 設		53	21	5	3	5	(0) 87	37	31	8	1	4	(0) 81	6	7.4		
ビルメンテナンス業		15	15		2	1	(0) 33	22	4	2	7	3	(0) 38	▽ 5	▽ 13.2		
そ の 他 の 業 種		49	36	5	3	6	(0) 99	54	24	9	4	4	(0) 95	4	4.2		
全 産 業		(0) 370	(1) 236	(1) 51	(2) 36	(0) 38	(4) 731	(0) 332	(4) 229	(0) 44	(1) 28	(0) 39	(5) 672	59	8.8		

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
2. 被災者数の枠の左側（ ）は死亡者数で内数。
3. 「▽」は減少を示す。

4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜（と畜場を除く）、官公署、その他の事業を示す。

令和6年死亡災害発生状況（7月末現在）

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数 (規模別)	発生状況
1	宮 古	はさまれ・ 巻き込まれ	整地・運搬・ 積み込み用機械	その他の食料品製造業	1月中旬	50歳台	50～99	ヤード内において、トラクター・ショベルを運転してサトウキビの運搬作業を行っていたところ、後進中の同車両に被災者が巻き込まれたもの。
2	名 護	墜落・転落	足場	その他の建築工事業	1月中旬	20歳台	1～9	RC造4階建てビルの外壁改修工事のため、躯体周囲において単管足場の組み立て作業を行っていた。被災者が屋上から足場の階段で階下へ移動する際、高さおよそ10mの屋上付近の昇降設備から地面へ墜落し、搬送後に死亡したもの。
3	宮 古	墜落・転落	足場	鉄骨・鉄筋コンクリート 造家屋建築工事業	2月中旬	10歳台	10～29	高さ12.8mの外部足場7層目において、幅木の取り付け作業を行っていたところ、躯体の反対側から墜落したもの。
4	名 護	交通事故 (道路)	トラック	警備業	6月下旬	40歳台	50～99	ダンプトラックが港湾施設から道路へ出ようとしていたところ、付近にいた者がダンプトラックに接近したので、これを制止しようとした警備員がダンプトラックに轢かれたもの。
5	沖 縄	感電	送配電線等	その他の建築工事業	7月上旬	30歳台	1～9	足場の組立作業中、足場外部にメッシュシートの取り付けを行っていた際、被災者の 上方にあった送配電線に被災者が接触し、感電したもの。
6	名 護	高温・低温の 物との接触	高温・低温環境	その他の建築工事業	7月中旬	60歳台 以上	1～9	工事現場で、被災者が資材の片づけを行っていたところ、熱中症で倒れ、搬送後 に死亡したもの。

※死亡災害報告(速報)によるため、労働者死傷病報告にて集計している労働災害発生状況の死亡者数と一致しないことがある。
※記載された情報は今後の調査により修正される場合がある。

令和6年度

沖縄県産業安全衛生大会

令和6年10月11日(金) ラグナガーデンホテル(宜野湾市)



講習会のご案内 (令和 6 年 11 月分)

長年の実績と信頼、理解し易い講習に努めています
各講習の日程表など詳細については、当協会ホームページにも掲載しております。



二次元
バーコードからも
ご確認頂けます。

項 目	講習名	実施日・実施会場	受講料等 (テキスト代込み)
事業部 (教習センター) ☎ (098) 979-7897 📠 979-9975	フルハーネス型墜落 制止用具特別教育	11/6(水) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 教習センター(うるま市州崎)	会 員 9,090 円 非会員 12,390 円
	危険予知訓練リーダー研修	11/7(木)~8(金) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	会 員 16,170 円 非会員 19,470 円
	フォークリフト 運転技能講習	11/11(月)~15(金) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 教習センター(うるま市州崎)	47,150 円
	フォークリフト 運転技能講習	11/18(月)~22(金) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 教習センター(うるま市州崎)	47,150 円
	安全管理者選任時研修	11/19(火)~20(水) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	会 員 16,350 円 非会員 21,850 円
	巻き上げ機 (ウィンチ) 運転特別教育	学 11/21(木) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 11/22(金)、午後 教習センター(うるま市州崎)	会 員 14,810 円 非会員 18,110 円
	小型移動式クレーン運転 技能講習	学 11/25(月)~26(火) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 A班27(水)、B班28(木)、C班29(金) 教習センター(うるま市州崎)	二科目免除 23,925 円 一科目免除 25,925 円 免除無 27,925 円
	自由研削といしの取替等の 業務に係る特別教育	11/27(水) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	会 員 9,640 円 非会員 12,940 円
	ガス溶接技能講習	11/28(木)~30(土) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 美里工業高校 機械科溶接実習室(沖縄市泡瀬)	12,500 円
北部支部 ☎ (0980) 54-4700 📠 52-7004	玉掛け技能講習	学 11/18(月)~19(火) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森) 実 A班20(水)、B班21(木) 実 ネオパークオキナワ駐車場(名護市名護)	免除有 26,150 円 免除無 28,150 円
	金属アーク溶接等作業主任者 限定技能講習 (新規)	11/28(木) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森)	11,870 円
宮古支部 ☎ (0980) 73-1455 📠 73-6511	玉掛け技能講習	11/19(火)~21(木) 学 宮古建設会館 1階会議室 実 先嶋建設(株)多目的広場	免除有 26,150 円 免除無 28,150 円
	ガス溶接技能講習	11/30(土)~12/1(日) 学 宮古工業高校 自動車実習棟A 2F視聴覚室 実 宮古工業高校 機械システム実習棟 1F溶接実習室	12,500 円
八重山支部 ☎ (0980) 88-5355 📠 88-5360	玉掛け技能講習	11/27(水)~29(金) 学 株紫電舎 2F会議室 実 石垣港南ぬ浜町ふ頭用地	免除有 26,150 円 免除無 28,150 円

各講習の日程表・受講申請書が必要な方・定員の確認は、各支部へお問い合わせください。
・受講予約者が定員に達している場合には、キャンセル待ちとなりますので、ご了承ください。